

令和2年6月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和2年6月26日(金) 14時00分から15時10分まで
2. 会場 : 白杵市役所 白杵庁舎3階 301会議室
3. 出席委員 : 教育長 安東 雅幸
教育長職務代理者 神田 岳委
委員 渡辺 義弘
委員 村上 睦美
委員 佐藤 寛倫
4. 出席職員 : 教育次長兼教育総務課長 甲斐 尊
学校教育課長 後藤 徳一
社会教育課長 川辺 宏一郎
文化・文化財課長 後藤 昌二郎
学校給食課長 安東 信二
教育総務課総括課長代理 麻生 幸誠
学校教育課課長代理 岩崎 努
社会教育課課長代理 首藤 豊武
文化・文化財課総括課長代理 神田 高士
文化・文化財課課長代理 東 貴則
教育総務課主査 米木 淳子
教育総務課主任 加藤 由梨花
5. 傍聴人 : 大塚 佳代

1. 開会宣言

(事務局)

開会に先立ち、本日の出席者の報告を行います。本日、欠席者0名で、出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により本会は成立となりました。以上、報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、ここで事前に皆さんにお諮りいたします。本日の委員会について、1名の方から、会議を傍聴したいという申し出があります。傍聴に関しては、臼杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。

傍聴は、教育長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば許可するというようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

(教育長)

それでは、傍聴を許可するというようにいたします。

(傍聴者 入場)

(教育長)

これより臼杵市教育委員会、令和2年6月定例会を開催致します。本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に、村上委員と佐藤委員の2名を指名致します。

今回の日程のうち、

① 「報告第11号」の「専決処分の承認を求めることについて」

(教職員(小・中学校)の内申について)

② 「5. 教育予算について」の「令和2年度6月補正予算(追加補正予算)報告について」

以上の2つを非公開としたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」に基づき、採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員 挙手あり)

(教育長)

3分の2以上の挙手がありましたので、この2つを非公開とします。

2. 教育長報告

(教育長)

それでは、2の教育長報告をいたします。ご案内のとおり、6月1日から学校が完全再開されました。各学校とも最大限の感染防止対策を行いながら、学校生活の正常化に向けて取り組みを進めているところであります。今、各学校とも落ち着いた学習環境の中で授業が進められているというふうにお聞きをしておりますし、何校かの学校については、学校訪問したところでございます。長い間、子ども達が学校に通えない状況の中、先生方も子どものいない学校の中で、お互いに乾いた状況といたしますか、学校に行きたい子ども達に会いたいと言う状況の中で、楽しく学校生活を送られているというふうにご報告を受けております。

また6月9日に6月議会が開会いたしまして、6月10日、11日に一般質問が行われました。お手元に教育長報告6月議会における一般質問という資料をお配りしておりますのでご覧になってください。今回は2日間にわたり一般質問がありました。

1ページ目の一番下、大塚議員の質問であります。新型コロナウイルス感染症による白杵市民への影響等、今後の感染症対策の方針・施策について、3番目に教育の正常化を目指す中で、今後の取り組みについてお伺いをしたいという質問が1つありました。これは、長い間の学校の休業について、この後、どのように子ども達の学力・体力、そして、休校になった部分の取り戻しをどうするのかという内容でありました。それから、2番目に、大きく教育政策についてということで、教育長の方針を問う質問が大塚議員から出されました。2ページをご覧ください。初日の4番目に奥田議員から、小学校5年生と中学2年生を対象とした大分県学力定着状況調査について、大きく3点、6月、これは実施時期を決めた理由、実施を決めた理由、それから、現場の声はどうだったのか、それから、調査後の扱いについてどう考えているかという質問がございました。それから、初日の最後であります。5番目に河野議員から、新型コロナウイルス感染症対策の中で、小中学校の臨時休校に対する授業不足の解消についての質問があり、4本の質問でありました。特に大塚議員、河野議員からは、3ヶ月に及ぶ休校について、どのように授業を回復していくのかという質問でありました。学校教育課長の答弁では、5月の12日からの5月中の分散登校によって、3月中に休んだ分の取り戻しは十分出来ました。その後、約30日間の休業日があるわけですが、これについては、委員の皆様方にも、先日、次長よりご連絡させていただきましたが、夏休みを短縮するという事で26日間短縮をします。1学期を8月7日(金)まで、2学期の開始を8月24日(月)からということで、実質、この間で30日分の中で、18日間の授業の回復ができます。残りの12日については、文部科学省等から通知もありますが、慌てず、しっかり焦らずやっ払いこうという事でありましたので、残りの2学期間で、この10日分は十分取り返すと答弁したところであります。また、教育政策については、委員の皆様方にも少しプレゼンをさせていただきましたが、「タイミング・イズ・マネー」であったり「今日行く(教育)」であったり、というところを中心に答弁をさせていただいたところであります。

す。それから、奥田議員のなぜこの時期に大分県の学力調査をするのかという質問については、学校教育課長からは、この間、3ヶ月に及ぶ休業中の教育委員会や学校としての取り組みが、どのように定着しているのかというところをしっかりと現状把握した上で、次の手を打っていきたいという旨と、先生方に負担があるのではないかということについては、むしろこの時期を逃すとそれぞれの学校で、採点等をしなければいけない関係から、この時期にということで、子ども達につけなければいけない力が本当についているのかという観点から、実施に踏み切ったという答弁をしたところであります。教育長の考えも問うという事で、同じような答弁をさせていただきました。以上、4つの質問について、一般質問については答弁をしたところであります。また、この6月議会でお認めいただいた補正予算については、特にコロナ対策関連の費用が教育委員会関係たくさんありますので、後程ご報告させていただきます。

また、今週の月曜日から1週間かけて校長面談を行いました。各学校の重点目標等の説明を受けながら、一緒になって考えたところであります。ちょっと遅くなったのですが手元に学校訪問時にお渡しする学校要覧であります。重点目標と目標管理のところちょっとやりかえた方が良い学校が何校かありましたので、仕上げて今日お手元にお配りをしていきます。後程ご覧になっていただければと思っています。今月もほとんどの会議がコロナの関係で中止されました。2つだけ開催をされた会議であります。今週の月曜日に山内流の遊泳所の理事会が開催されました。本年度残念ながら、学校が夏休み中ずっと授業があるということで、遊泳所の開設は本年度に限っては見送られました。198年の歴史の中でコレラが発生した年には山内流も開所していないという歴史があるようで、再来年に200年を迎えるということであります。昨日、社会教育委員会議が開催されました。昨年度に引き続き、食育をテーマに取り組むということになりました。明日、臼杵っ子ガイド、それから臼杵っ子学芸員の認定書の交付式を歴史資料館にて行います。本年度、ガイドが6名、学芸員4名誕生いたします。以上、早口で申しましたが報告いたします。本日もご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 協議事項

(教育長)

これより「次第3. の協議事項」に入ります。

「報告第11号」に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

〈非公開〉

(傍聴者 入場)

(教育長)

それでは、報告第12号の「専決処分の承認を求めることについて」(臼杵市学校管理規則の一部改正について)学校教育課に説明を求めます。

(学校教育課長)

議案の2ページをご覧ください。報告第12号専決処分の承認を求めることについて、臼杵市学校管理規則の一部改正について、下記の通り専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき報告し承認を求めます。資料編の1ページをご覧ください。報告第12号 臼杵市学校管理規則の一部を改正についての要旨について、理由、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い臨時休校が続いたことを受け、夏休み短縮により授業時間を確保する必要があるためです。内容については、夏季休業日を例年7月21日から8月24日までの35日間でしたが、変更後、今年度は8月8日から8月23日までの16日間とするものです。ご審議をお願いします。

(教育長)

はい、説明が終わりましたが、質疑等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

報告12号については承認してよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。

次に、報告13号の専決処分の承認を求めることについて、臼杵市スポーツ推進計画推進委員会委員の委嘱について、社会教育課の説明を求めます。

(社会教育課長)

社会教育課より報告いたします。4ページ目をご覧ください。報告第13号 専決処分の承認を求めることについて説明いたします。臼杵市スポーツ推進計画推進委員会委員の委嘱について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第13号の規定に基づき報告し承認を求めます。内容といたしましては、臼杵市スポ

ーツ推進計画推進委員会委員の委嘱についてです。スポーツ基本法第2条の基本理念にのっとり、同法第10条第1項の定めにより策定した臼杵市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの推進と推進計画の進行管理を行うため、臼杵市スポーツ推進計画推進委員会委員を委嘱するものです。資料編の4ページ目をご覧ください。名簿が記載されております。以上、報告いたします。

(教育長)

説明が終わりましたが、質疑等ございませんでしょうか。

(村上委員)

推進委員さんの中の8番の吉川セツ子さんですが、亀城大学の運営委員で高齢者代表となっております。これは再任となっておりますが毎年亀城大学から高齢者代表を出してるのでしょうか。野津町の白寿大学から選出されたこともあるのでしょうか。

(社会教育課課長代理)

高齢者代表についてお答えします。臼杵市スポーツ推進計画は平成28年度から計画が策定されて、それ以降、高齢者代表ということで、亀城大学から選定して野津の方から選定はないです。

(村上委員)

それは、両方に聞くことはなく、亀城大学だけから選出ということですか。両方の大学に聞いた上で希望者というか選出された方を代表にしたのでしょうか。

(社会教育課課長代理)

今回については、継続をお願いするような形でお願いをしました。

(村上委員)

平成28年からずっと亀城大学代表ということですね。高齢者代表の時とかに、亀城大学だけが選ばれるのはちょっと疑問に思いまして、白寿大学の方にも聞いたけれど向こうは皆が遠慮したというか辞退したというか、だから聞いた事実があるのに、こちらだけなのか初めから声をかけてないのかその確認をしたかったです。今後は両方に聞く予定があるのかも伺いたいです。

(社会教育課課長代理)

今回2年間ということですが、任期が過ぎれば、野津の白寿大学にもお声かけしたいと思えます。

(村上委員)

そうですか。わかりました。

(教育長)

よろしいでしょうか。その他、ございませんか。

それでは、報告第13号については承認をいただいてよろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。それでは、議案の審議に入りたいと思います。

まず、第38号議案 部落差別解消推進のための部落差別解消推進・人権教育基本方針について、学校教育課と社会教育課の両課より説明を申し上げます。

(学校教育課長)

まずは、学校教育課からです。議案の5ページをご覧ください。第38号議案で、部落差別解消推進のための部落差別解消推進・人権教育基本方針の策定についてです。

部落差別解消推進のための部落差別解消推進・人権教育基本方針の策定について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1号の規定に基づき議決を求めるものです。理由といたしましては、2016年(平成28年)12月16日に施行された部落差別解消推進法を踏まえ、部落差別解消推進のための施策をより一層推進するための方向性を示すために、部落差別解消推進のための部落差別解消推進・人権教育基本方針を策定する必要があったためです。内容は、別冊資料、第38号議案をご覧ください。部落差別解消推進のための部落差別解消推進・人権教育基本方針です。表紙の裏面に、策定に向けての経緯等が記載されています。大きく4段落ありますが、3段落目に経緯を書いています。先ほども述べたように、2016年に国の法律である部落差別の解消の推進に関する法律が施行され、第5条には、「部落差別の解消を推進するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする」と、教育及び啓発の重要性が明記されています。これを受けて、臼杵市の指針は出来ていたのですが、教育部門の指針も整えた方がよいことから今回の策定となりました。基本方針なので内容は簡潔なものとなっており、次のページからがその内容になっています。まず学校教育については、これまでの取り組みを確認するような内容なのですが、(1)教育の推進、(2)その推進体制の充実、(3)部落差別の解消の推進に関する認識の深化をうたっています。(4)として、相談・支援体制の充実、(5)教職員研修の充実、(6)関係機関との連携の充実ということで、今日お認めいただければ、また各学校とも情報共有して、部落差別解消推進の教育を推し進めていきたいと考えています。

(社会教育課長)

続きまして、2 社会教育においての基本方針を説明いたします。

(1) 推進体制の充実 部落差別の解消の推進に向けた取組を推進する臼杵市部落差別解消推進・人権教育啓発推進協議会の連携・協力体制の充実に努めます。(2) 部落差別の解消の推進に向けた学びの充実 中央公民館等にて部落差別問題に関する認識を一層深めるための研修を実施しております。(3) 部落差別の解消推進のための人権啓発事業の充実です。以上で説明を終わります。

(教育長)

はい、学校教育課と社会教育課のそれぞれより説明がありました。ご質問等ございますか。

(渡辺委員)

来月末、こちらの推進委員会が開催されるわけですが、その時に教育委員会としての体制を尋ねられた時にはこの内容をもって表明すればいいということですか。それよりも、もっと具体的な内容がそれまでに提示されるのかどうか、それまでに資料をいただきたいと思っております。

(学校教育課長)

私の認識不足で申し訳ありません。どの推進委員をさしているのかを教えてくださいても良いですか。

(渡辺委員)

先日、連絡があったのですが、7月28日に協議会があるので、とりあえずは電話連絡がありました。詳しい内容についてはまた案内を差し上げますといった内容でした。

(学校教育課)

今回、学校教育と社会教育において新しい指針ができたので、この内容も踏まえての提案があり、その会でもこの基本方針の説明が含まれるものと捉えています。

(渡辺委員)

わかりました。

(教育長)

部落差別解消推進・人権啓発課に一応目を通していただいております。皆様ご承知のとおりで、部落差別解消の推進に関する法律については大きく3つ、1つは現在も部落差別はあると、それから、これについては許されない人権侵害であると、それから、そういう教育啓

発をしっかりやっていこうということで私は理解をしています。そういう観点から、これは早めに教育委員会も基本方針を作って臨んでいきたいという思いもあつての提案であります。渡辺委員にはその立場で参加をしていただきますので、これが基本になるとご理解をいただければと思います。その他、ご意見ございますか

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、38号議案については承認ということによろしいでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

続きまして第39号議案、臼杵市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について、学校教育課より説明を求めます。

(学校教育課長)

議案6ページをご覧ください。小中学校で使用される教科書の元になる学習指導要領が概ね10年ごとに改定されるのですが、ちょうど改定されて、昨年度、小学校の教科書が一新され、今年度から使われていますが、来年度、今度は中学校の教科書が一新されます。それに向けての取り組みです。第39号議案 臼杵市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について、臼杵市教科用図書選定委員会委員を委嘱又は任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則第1条第13号の規定に基づき議決を求めるものです。理由といたしましては、教育委員会が行う、教科用図書の採択に関し、必要な事項について協議し、その結果を教育委員会に報告する同委員会の委員として委嘱または任命する必要があるもので提出するものです。委員さんについては、そちらの5名の方をお願いしたいということで記載がありますが、1点訂正をさせていただきます。3項目の亀井真也氏ですが、住所は大分市となっていますので1点訂正をお願いします。ご審議をお願いします。

(教育長)

提案がありましたが、ご意見等ございますか。教育委員としては、渡辺委員にお願いをするということでもあります。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは39号議案について承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。

続きまして、第40号議案 白杵市図書館協議会委員の任命について、社会教育課より説明を求めます。

(教育長)

第40号議案 白杵市図書館協議会委員の任命について説明いたします。白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第13号の規定に基づき議決を求めるものです。白杵市立図書館条例第9条の規定に基づき、白杵市図書館協議会委員を任命するものです。今回、亀井真也氏が新たに学校校長会から選任されたためです。名簿につきましては、資料編の5ページ目をご覧ください。任期につきましては、令和2年7月1日より令和3年4月30日までとなっております。以上、ご審議のほどお願いいたします。

(教育長)

図書館協議会の委員について提案がありましたが、ご質問等ございましょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

第40号議案については承認していただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

ありがとうございます。

4. 学力向上について

(教育長)

これより、4. 学力向上に移ります。個別の指導計画について、学校教育課の説明を求め

ます。

(学校教育課長)

本日お配りしているカラーの2枚綴の資料をご覧ください。

今回は、まだ県の学力テスト等が実施されたばかりで結果が出てないので学力向上を支える取り組みとして、特別支援教育についてお知らせしたいと思い、資料を準備させていただきました。

今年度、県教委とも連携・連動して進めている取り組みですが、通常の学級に在籍はしているものの、何らかの困りがある児童生徒の支援を充実させていこうというものです。困りがあれば支援学級等に入りますが、そこまではいかないが、何らかの困りがある児童生徒の支援ということで、具体的には、この1枚目の紙になりますが、児童生徒のカルテのようなものを作って、教職員で共通理解しながら複数で対応できますし、また経年変化等も見ながら支援していけるということで、個別の指導計画という名前のシートを策定し、取り組みを充実させていこうとしています。1ページ目ですが、項目毎に、経年変化を見ながら支援をしていこうとするシートになっています。2ページ目の上の段ですが、各学年での保護者の思い等も記載しながら進めていきます。下の色がたくさんついてる部分ですが、教職員にとって、その該当の児童生徒に有効であると考えられる指導や支援、配慮などもどんどん積み重ねていこうというシートとなっています。

2枚目のプリントですが、これは県教委が策定したものです。先ほど申し上げたように、県と連動した取り組みになっており、なかなか現在配置されている教員だけでは専門的な取り組み等が難しいということから、支援学校の先生にも手伝ってもらおうとしています。3ページ目の記載ですが、臼杵市の場合は大分支援学校の先生が1名担当ということで、下の方にありますが支援学校が大分市東部と臼杵市と津久見市を担当するということになっています。最後のページは、具体的な支援学校の先生の支援内容を書いているのですが、計画訪問は必ず各学校に行くのですが、その後、依頼のあった学校に訪問して、その個別の指導計画の策定方法や、この計画書をもとにした支援について、支援してくれます。その様な取り組みを今年度は充実させていこうとしています。今回は、委員さん方へのお知らせということで報告させていただきました。

(教育長)

報告が終わりましたが、個別の支援計画・指導計画、県の方もきちんとその子どもさんに合った計画を立てるようにとあります。特に、きめ細かな指導、それから担任が変わると指導が変わったりすると、特性のある、個性のある子どもさんは落ち着かなくなったりとか、前の学習を忘れてしまったりということがあるので、こういう指導計画をきちんと引き継ぎながら、また、保護者の思いも大切にしながら、指導していくという意味で、こういう指導計画を学校現場と一緒に作っていくという取り組みの説明でございます。何か、説

明についてご意見、こういうところを入れたらどうかとかいうご指導がありましたらいただければと思います。

(村上委員)

これは、あくまでも先生達だけが目にするもので保護者が見ることはないのですよね。

(学校教育課長)

実際に、支援学級に在籍している生徒とか、もっと支援がはっきりしている通級指導とかあるのですが、そういった子どもさんの支援シートは保護者と一緒に共同しながら作っていきます。これに関しては、まだ保護者と確認しながらという段階にはないのが実情です。

(村上委員)

まだ計画的なとこですね。分かりました。

(渡辺委員)

このカルテの様なもの、いわゆる支援学級に在級している生徒だけに関してですか。

(学校教育課長)

支援学級に在籍している生徒と、通級指導って言って、もう支援が必要だとはっきりしている生徒は、実は以前から作られています。今回は、通常の学級に在籍している子に対してもこういった個別の指導を充実させていこうということで取り組みを充実させている状況です。

(渡辺委員)

ありがとうございます。

(教育長)

ありがとうございます。渡辺委員は専門的にご存知なのですが、なかなか支援学級、通級指導、支援適以外のお子さんも、特性、個性をお持ちの子どもさんがたくさんいらっしゃいますのでそこを取りこぼさないということから、やっといこうという取り組みであります。学校現場にはかなり負担をかけるのですが、子どもさんにとっては大変幸せなことだろうと思いますので、これも改正をしながらいいものを作っていきたいと思っております。これは説明ということですので、ご理解いただければと思っております。

5. 教育予算について

(教育長)

それでは、「5. 教育予算」に入ります。その前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

〈非公開〉

6. その他

(教育長)

それでは、これより「6. その他」に入りますが、その前に、傍聴者の入場を許可します。

(傍聴者 帰られたため再入場なし)

(教育長)

委員の皆さん方から、これまでのことや全体的なことでは構いませんので、何かご意見等ございますか。

(教育次長)

レジメに落としてなくて恐縮なのですが、その他、私の方から急遽1点ご報告をさせていただきます。7月1日から小中学校施設の中での体育館、柔剣道場を一般開放するというお知らせがございます。ここに至るまでの経緯について若干振り返りを行いたいと思いますが、ご承知の通り6月1日から小中学校の再開を行いました。その折に、運動施設につきましては屋外運動場のみということにしておりました。その後、社会教育施設や諏訪山体育館は、6月15日から一般開放を行いました。それと同時期に、市民会館や公民館においても、講座室等においてのエアロビとか、そういう運動系の講座も15日に再開するというので、小中学校の体育館や柔剣道場につきましては基本的に学校施設でございますので学校施設に不特定多数の方が入ることに関する懸念が保護者から示されておりましたのでそこは慎重を期しておりました。そのような中、県下の状況等を調査したところ、県下の14市のほとんど全てが既に小中学校の体育館について一般開放しているということもございました。そして保護者等からの要望で、市内の小中学校の施設が使えないので大分市の体育館までいってるとか、あるいは少年剣道とかも外でやっているとかいう状況がありまして、先ほど申しました他市の状況等も勘案いたしますと、7月1日をもって体育館に

おいても、一般利用再開するという決断をいたしたところでございます。再開に当たりましてはお手元に資料を追加しておりますが、「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校体育館・武道場利用条件」というものを示しまして、ページめくっていただき、合わせてこちらの写真にあります消毒セット等を各学校に配置し、この消毒セットをもとに利用者が、施設利用前・利用後に消毒をきちんと行うことと、最後3枚目は体育館利用後にチェックシートにチェックいたしまして、きちんとした段取りで行ったということを確認することを前提条件といたしまして、施設の再開に踏み切ったところでございます。以上報告を終わります。よろしく願いいたします。

(教育長)

はい。7月1日より小中学校の体育館を開放するということであります。
その他、何かございませんか。

(委員 意見なし)

(教育長)

これもちまして、6月定例教育委員会を閉会します。

会議録署名委員

会議録署名委員

会議録作成者
